

## 6. 危険物・防災・保安分野

<p>危険物・防災・保安 (1)</p>	<p>共同住宅の共住区画を貫通する灯油配管の取扱いの明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(通知)」(平成7年3月31日消防予第53号)は、共住区画を貫通する配管について、「原則として、給配水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等」と規定し、灯油配管については明示していない。このため、共同住宅の集中給油システムの灯油配管について、メーターボックスからベランダに設置されたボイラーまでの間の共住区画を貫通することが認められないことが多い。</p>
<p>要望内容</p>	<p>共住区画を貫通する配管について、「原則として、給配水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等」と規定する消防予第53号の「等」に灯油配管が含まれる旨の解釈通達を発するなどして、明確化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>本件については、消防庁予防課が「配管に必要な要件」として、耐火性能を有すること、日照をカバーする被覆銅管を採用すること、貫通部と一体となって耐火性能が担保される施工方法を採用すること等を列記し、これを満たす場合は灯油配管についても給配水管の貫通と同等の安全性を確保したものとし、共住区画貫通を求める方針を示している。よって、消防予第53号の「給配水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等」の「等」にも灯油配管が含まれる旨明示されて然るべきである。また、ガス管の共住区画貫通が認められているのに対して、灯油配管の貫通は認められないという合理的な理由はない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(通知)」(平成7年3月31日消防予第53号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>消防庁予防課</p>

危険物・防災・保安 (2)	1-S型泡放射砲のリング火災への適用
規制の現状	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令は、タンクのリング火災に備え、大型化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車を3点セットで配備するよう義務付けている(第8条)。3点セットが複数配備されている場合、2セット目以降については高所放水車の代わりに1-S型泡放射砲を配備することが認められているが、1セット目については大型高所放水車を配備することが求められている。</p>
要望内容	<p>1セット目から高所放水車に代えて1-S型泡放射砲を配備することを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>大型高所放水車で遠方から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、泡の大半がフォームダム内に入らず、中央部の浮き屋根に溜まってしまう。かかる消火方法は非効率であるのみならず、浮き屋根の沈下につながりかねない。他方、タンクのトップアングルに1-S型泡放射砲を設置しフォームダム内の火災をめがけてピンポイントで放射すれば、2～3分で消火できるとの実証事例がある。</p> <p>2006年8月14日の『「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答』では、「1-S砲は地上から放射するため、その正確性が3点セットに比べ劣る」としているが、上述のとおり、1-S砲は地上ではなくタンクのトップアングルから放射するものであり、フォームダム内の火災に対して正確に放射することができる。また、防災要員の安全性についても、1-S砲を利用する以前に、固定屋根消火設備による消火とタンク側板上部にフォームワンダーを引っ掛けての消火を行うため、輻射熱も含めて問題はないといえる。</p>
根拠法令等	石油コンビナート等災害防止法施行令第8条
制度の所管官庁 及び担当課	消防庁予防課特殊災害室

<p>危険物・防災・保安 (3)</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令の性能規定化</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令に定める防災資機材は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、大容量泡放水砲といった形で仕様規定化されており(第7～13条、第15条、第16条、第19～22条)、技術の進歩に即応した新技術の導入が難しいのが実情である。</p>
<p>要望内容</p>	<p>日進月歩する防災資機材の技術を導入することにより石油コンビナート防災体制の高度化を図るべく、石油コンビナート等災害防止法施行令を仕様規定から性能規定に変更すべきである。あるいは、実証実験や消火実績データ上一定の条件をクリアする資機材の導入を認めるよう、解釈を柔軟化すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新技術・より高性能な資機材の導入によって石油コンビナートの防災体制を強化できるにもかかわらず、仕様が違うという理由でそれが妨げられるのは本末転倒である。2006年8月14日の「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答」では、同施行令は性能規定であり新技術に即応した対応が可能である旨の言及があったが、そこで示された防災資機材の要件を見る限り、性能規定ではなく仕様規定であると判断される。大型高所放水車と同等以上の性能を有する1-S型泡放射砲について、消火実績データがあるにもかかわらず1セット目からの配備が認められない等の事例も実在している。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第7～13条、第15条、第16条、第19～22条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>消防庁予防課特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (4)</p>	<p>保安法令の重複適用の排除</p>
<p>規制の現状</p>	<p>石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる官庁が所管するため、技術基準、申請・立会要件等が異なる規制を重複して受けている。例えば、プロセスのほとんどが気液混合の大気圧を超える状態で行われる石油精製・石油化学の場合、消防法、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等が重複している。また、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と異なる名称で規制されるなど、装置を構成する一つひとつの機器・設備まで、複数の法令が重複して適用されている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>装置を構成している一つひとつの機器・設備までが複数の法令によって重複して規制されることのないよう、各法の適用範囲に係る基準を策定し、それに則して重複適用を排除すべきである。</p> <p>また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。</p> <p>①設備設置・変更について、許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行</p> <p>②技術的事項(設備設置、検査等)について、法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用</p> <p>③国際整合性のとれた保安規制の整備</p>
<p>要望理由</p>	<p>コンビナート事業所の機器・設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわない。また、こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進するうえで妨げとなるほか、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、事業者にも多大な負担を強いている。</p> <p>確かに、熱交換器の新增設について、消防法と労働安全衛生法の重複適用が調整される(平成19年3月消防危第68号)など、一定の前進は見られるが、本件も申請資料の一部省略が認められたにとどまり、重複する許可申請を合理化するものではない。「再度関係省庁において、石油精製事業者を交えて、更なる合理化・簡素化の必要性について検討を行う」との昨年度回答にしたがい、抜本的な合理化を推進すべきである。</p> <p>重複適用の排除により、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減されるとともに、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条 高圧ガス保安法第2条 労働安全衛生法施行令第1条</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>消防庁危険物保安室 経済産業省原子力安全・保安院 保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課</p>

<p>危険物・防災・保安 (5)</p>	<p>危険物の仮貯蔵の期間延長【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>指定数量以上の危険物の仮貯蔵は、所轄消防長の承認の下、10日以内に限り認められており(消防法第10条)、この期間を超過するたびに再申請を行い、承認を得る必要がある。</p>
<p>要望内容</p>	<p>必要な説明(期間や異常時の処置等)を申請書類に添付することを条件に、10日を越える仮貯蔵が可能となるよう法を改正すべきである。あるいは、仮貯蔵期間が10日を越えることがあらかじめわかっている場合、最初の申請時に、次回以降の申請分もまとめて受理する運用を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>原油タンク気中洗浄には30日、燃料タンクの開放点検には60日、変圧器等の絶縁油を含む大型機器のメンテナンスには10日以上をそれぞれ要し、各々危険物の仮貯蔵の再申請を余儀なくされている。仮貯蔵の目的、異常時の対処法等を最初に提出し、安全が担保されれば、10日を超過するごとに再申請を行う合理的理由はない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第10条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>消防庁予防課危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (6)</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法に基づく異常現象の通報の合理化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①特定事業所において統括管理する者は出火、石油等の漏洩その他異常な現象の発生について直ちに消防署または市町村長の指定する場所に通報しなければならない(石油コンビナート等災害防止法第23条)。 ②法上は通報義務のみが定められているが、都道府県の石油コンビナート等防災計画に定められた異常現象の報告様式では、全ての異常現象について原因究明まで記載するようになっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>異常現象を通報した際の報告書作成の要否は、各都道府県が災害の重要度に応じて判断できるような運用とする旨の通達を発すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①法律上は通報義務があるのみで、原因と対策までを報告する法的根拠はない。 ②異常現象通報後の報告書作成の必要性については、異常現象の重要度に応じて判断するのが現実的・合理的である。 ③原因と対策を記載した報告書を提出すべき異常現象と、通報だけで済むものとを、重要度に応じた基準で区分できるようになれば事業所の負担が軽減される。 ④例えば、高圧ガス保安法では、小規模災害(少量の高圧ガスの漏洩、公設消防機関の消火活動を必要とせず人身被害を伴わない火災)については、災害覚知後迅速に都道府県等に通知するのみの運用となっている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法第23条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>消防庁予防課特殊災害室</p>

<p>危険物・防災・保安 (7)</p>	<p>天然ガススタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>天然ガススタンドには保安監督者を配置する必要があり、丙種化学以上の高圧ガス製造保安責任者の資格と6ヵ月以上の実務経験がその要件となっている。しかし、丙種化学責任者資格の試験は年1回しか実施されていない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>丙種化学責任者資格の受験機会を増大すべきである。あるいは、天然ガススタンドの保安監督者に特化した資格を新設し、年間複数回の受験機会を確保することにより、天然ガススタンドの保安監督者資格の取得機会を増やすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>天然ガススタンド数は年10%以上の伸びを記録している(過去3年平均)。このため、保安監督者の確保が重要な課題となっており、特に天然ガス自動車のヘビーユーザーからは、自家用天然ガススタンドを設置するうえで有資格者の確保が急務との意見が寄せられている。しかし、丙種化学高圧ガス製造保安責任者の資格試験は年1回しか実施されておらず、資格取得の機会が限られている。</p> <p>例えば、ガソリンスタンドに必要な乙種第4類危険物取扱者の資格試験は各都道府県で年間2～31回行われており(2007年度予定)、丙種化学高圧ガス製造保安責任者についても、これに倣って受験の機会を増やすべきである。天然ガス自動車の普及は、温室効果ガスの削減やエネルギー安全保障というわが国の重要課題にも貢献することから、早急に対応すべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>高圧ガス保安法第27条の2 一般高圧ガス保安規則第64条第2項第4号</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省原子力安全・保安院保安課</p>

<p>危険物・防災・保安 (8)</p>	<p>タンク底板溶接部検査の省略</p>
<p>規制の現状</p>	<p>タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>溶接部に関する検査について、タンク製作時あるいは直近の保安検査時に行うのみでよいものとするべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①タンクの安全性については、腐食の速度の方が割れの進展より支配的である。  ②「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討報告書」(平成14年3月)において、応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても100年要することを、消防庁自ら明らかにしている(130～131頁参照)。  ③検査の省略によって溶接部試験の度にコーティングを剥離する必要がなくなり、産業廃棄物の量を抑えることができると同時に、グラインダーがけの作業がなくなりタンク内の作業環境が改善する。  ④海外において、タンクの溶接部を定期的に検査している国はない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第14条の3、第14条の3の2  危険物の規制に関する政令第8条の4第6項  危険物の規制に関する規則第62条の5  危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の施行について(昭和52年3月30日消防危第56号)</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>

<p>危険物・防災・保安 (9)</p>	<p>引火性液体危険物の定義の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>引火性液体危険物について、国際基準との整合化を図り、引火点の上限を93度に引下げるべきである。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類及び表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしていることから、各国並とするよう見直すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが嵩み、負担となっている。昨年の省庁回答では、「日本における危険物保安の観点」から上限引下げは困難とされているが、それ以上の説明はされておらず、根拠が不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>消防法第2条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省消防庁危険物保安室</p>